

令和 8 年度
所有者不明猫不妊・去勢手術の実施事業者募集要項

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課
(令和 8 年 1 月)

目 次

1 概要等について	2
2 業務委託内容等	
(1) 事業の流れ	2
(2) 委託期間	3
(3) 委託料	3
(4) その他	3
3 事業者の募集	
(1) 公募要件	4
(2) 申請方法	4
(3) 受注者の決定	5
別紙1 業務の流れ	6
別紙2 選択区域について	7
別紙3 特記仕様書	8
様式第1号 手術実施依頼書	11
様式第2号 所有者不明猫不妊・去勢手術の実施事業月間実績報告書	12
様式第3号 所有者不明猫不妊・去勢手術の実施事業年間実績報告書	13
様式第4号 請求書	14
様式第5号 所有者不明猫不妊・去勢手術事業者公募申請書	15

1 概要等について

大阪市（以下「市」という。）では、所有者不明の猫（いわゆる野良猫）を原因とする生活環境被害や無責任な給餌行為による近隣トラブルなどの問題解決を目指して、地域のみなさんと行政が協働して取り組んでいく「所有者不明猫適正管理推進事業（以下「本事業」という。）」を実施している。

本事業は、市が本事業の実施地区として指定した地区（以下「指定地区」という。）に生息する所有者不明猫のうち、不妊・去勢手術の実施が適切と判断した猫（以下「手術対象猫」という。）について、当該指定地区で本事業を実施する地域の活動組織（以下「活動組織」という。）の依頼に基づき、不妊・去勢手術を実施するもので、本事業が円滑に行われるよう、手術を実施する大阪市内の事業者（以下「受注者」という。）を広く公募する。

2 業務委託内容等

（1）事業の流れ（「別紙1 所有者不明猫適正管理推進事業の業務の流れ」参照）

受注者の業務内容は次のとおりとする。

ア 手術の実施

活動組織からの「様式第1号 手術実施依頼書」による不妊・去勢手術の申し込みに基づき手術を実施する。受注者は次の方法で手術を実施しなければならない。

（ア） 麻酔下で、オスは精巣全摘出術を、メスは卵巣子宮全摘出術を実施する。

（イ） 皮膚の縫合は吸収糸を使用する。

（ウ） 感染防止のため、抗生物質投与等の措置を行う。

（エ） 術後、オスは右耳、メスは左耳をV字にカットし、手術済であることが外観で判別できるようとする。

なお、手術の依頼にあたっては、活動組織は、「別紙2 選択区域について」に基づき、手術を依頼する受注者を選択し、原則として市が当該受注者と手術日程等について調整を行う。手術対象猫の捕獲・放棄については活動組織が行い、搬送については原則として市が行う。また、受注者への手術対象猫の搬送は手術当日の午前中に行い、手術後の引取りは手術日の翌日以降に行う。

イ 活動組織からの手術代金の徴収

受注者は手術を実施した場合、活動組織から活動組織負担額を徴収する。

（ア） 活動組織負担額はオス猫、メス猫とも1匹につき2,500円とする。

（イ） 手術対象猫が妊娠していた場合や、潜伏睾丸であった場合等、通常の手術と異なる手技を要した場合も活動組織負担額は前項のとおりとする。

（ウ） 手術対象猫が、手術実施済であることが判明した場合は、活動組織負担額は発生しないものとし、手術済であることが判明するまでに要した費用は受注者の負担とする。

ウ 実績報告

受注者は、原則翌月10日までに「様式第2号 所有者不明猫不妊・去勢手術の実施事業月間実績報告書」及び当該手術に係る診療簿の写しを市に提出する。但し、3月については3月31日までに提出すること。

(2) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

ただし、契約書の履行期間の始期が令和8年4月2日以降の場合、契約期間の始期は3(2)アによるものとする。

(3) 委託料

ア 予定数量

受注者全体での予定数量は以下の通りである。

オス 307匹

メス 307匹

イ 業務完了報告

受注者は委託期間終了後、速やかに「様式第3号 所有者不明猫不妊・去勢手術の実施事業 年間実績報告書」を市へ提出すること。

ウ 検査

市は前記イの業務完了報告を受けた日から10日以内に、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者へ通知する。

エ 請求

受注者は前記ウの検査に合格したときは、「様式第4号 請求書」により業務委託料の支払いを請求することができる。

オ 委託料単価

オス猫去勢手術1件あたり 7,500円（消費税等を含む）

メス猫不妊手術1件あたり 10,500円（消費税等を含む）

カ 支払日

市は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

キ その他

手術対象猫が、手術実施済であることが判明した場合は、委託料は発生しないものとし手術済であることが判明するまでに要した費用は受注者の負担とする。

(4) その他

ア 受注者は手術の実施に際し次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 獣医師法第21条に基づき、診療簿を作成し保管すること。

(イ) 診療簿には手術対象猫が判別できる写真を添付すること。

(ウ) メス猫は手術にあたり、開腹手術を実施した跡がないか十分に確認し、開腹手術を実施した跡がある場合は、手術を実施しないこと。

イ 獣医療法等関係法令を遵守すること。

ウ 手術により発生した廃棄物は適切に廃棄すること。

エ 通常の手術により発生した手術対象猫の身体上の問題は、受注者及び市は責任を負わない。

オ 受注者は、本契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この要項の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

カ 委託内容について疑義が生じた場合は、市担当者と事前に協議を行うものとする。

キ 受注者は申請内容に変更が生じた際は、速やかにその内容を届け出ること。

ク 本委託は、受注者を活動組織が選択するものであるため、結果として手術実績が無い場合もある。

ケ 受注者は、活動組織から本事業に基づいて手術の依頼があった場合、正当な理由なく手術を拒否することはできない。正当な理由なく手術拒否を行った場合は、本契約を解除することがある。

コ 別紙3の特記仕様書各項目を遵守すること。

サ 委託料単価等は予定であり、契約締結は令和8年度予算発効後とする。

3 事業者の募集

（1）公募要件

ア 本事業にかかる公募要件については、「大阪市内に所在している動物病院の開設者」又は、「大阪市内に所在している動物病院の開設者が複数加盟している法人」で以下の要件を全て満たす者とする。

なお、動物病院とは「飼育動物診療施設開設届」が市に提出されている施設を指す。

イ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

ウ 納税義務者にあっては、最近1年間において消費税及び地方消費税、大阪市の法人市民税及び固定資産税を完納していること。

エ 「大阪市内に所在している動物病院の開設者が複数加盟している法人」による申請の場合は、法人登記されていること。

（2）申請方法

「様式第5号 所有者不明猫不妊・去勢手術事業者公募申請書」により、次のとおり申請すること。

FAXまたはメールの場合、イ書類提出先に記載のFAX番号またはメールアドレスへ送信すること。（FAXまたはメールによる場合、必ずイ書類提出先へ電話連絡のうえ、FAXまたはメールの到達確認を行うこと。）送付の場合、当日の消印有効。来庁により申請される場合は、次の申請期間中の土日祝日を除く平日とする。

ア 申請期間

契約期間の始期を令和8年4月1日とする場合は、令和8年3月10日までとする。

なお、令和8年3月11日以降においても令和8年12月10日まで随時受付を行う。この場合の申請期限は毎月10日、ただし10日が閉庁日の場合は翌開庁日とし、契約期間の始期は申

請期限の翌月 1 日とする。

※ 12月11日以降については、年度途中の申請を受け付けない。

なお、契約期間の始期の前日までに「誓約書」（別添ファイル「誓約書」参照）をイ書類提出先まで提出すること。

イ 書類提出先

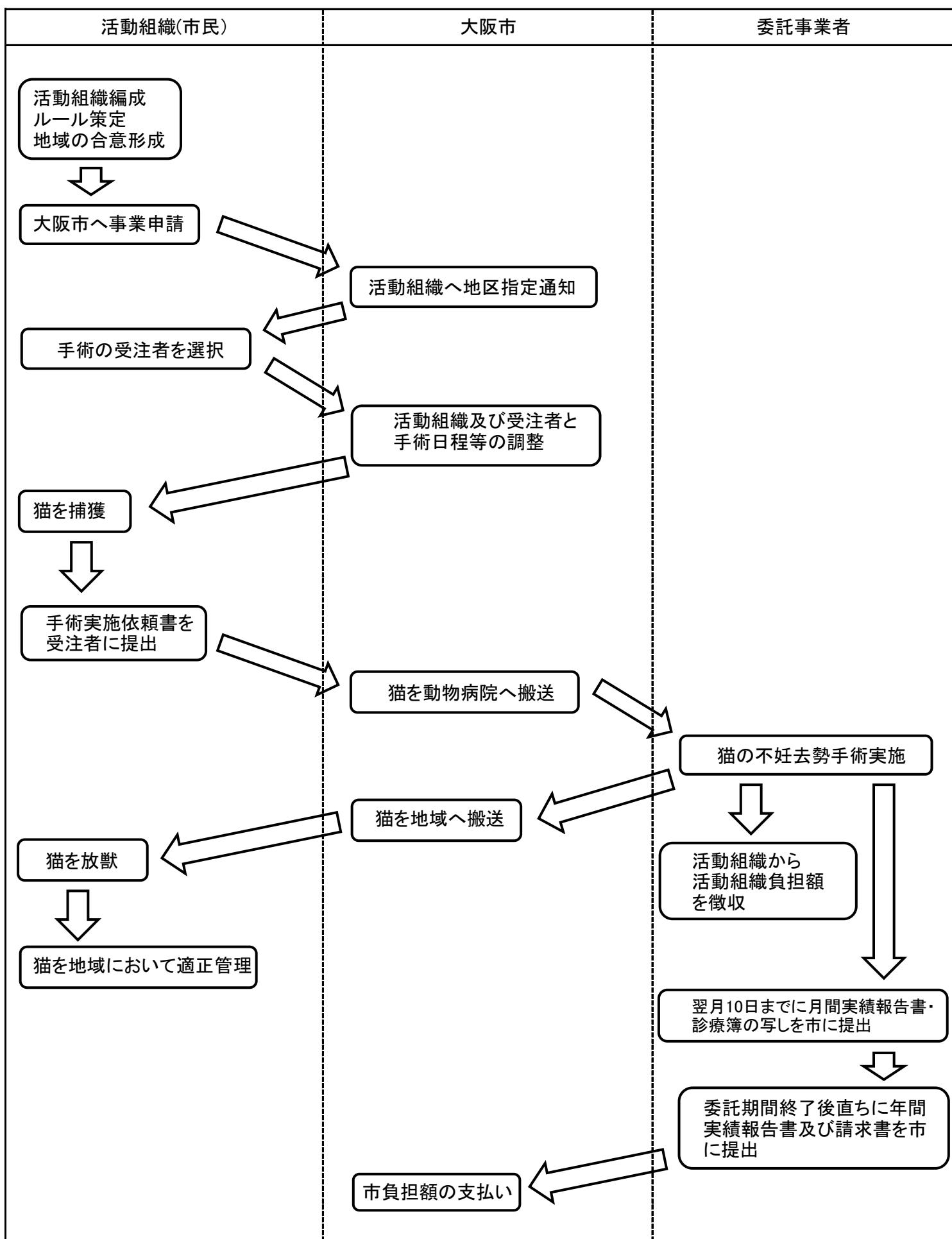
大阪市健康局生活衛生部生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階
電話 06-6208-9996
FAX 06-6232-0364
メール fc0006@city.osaka.lg.jp

(3) 受注者の決定・契約の締結

公募要件を満たし、契約締結が可能と判断された場合は、市から受注者あて通知した後業務委託契約を締結する（別添ファイル「契約書（様式）」参照）。

事業者については、市ホームページに隨時掲載する。

所有者不明猫適正管理推進事業の業務の流れ



選択区域について

次のとおり、大阪市を南北に分割し、区域内の手術を実施する。

北区域：西淀川区、淀川区、東淀川区、此花区、福島区、北区、都島区、
旭区、西区、中央区、城東区、鶴見区

南区域：港区、大正区、浪速区、天王寺区、東成区、西成区、阿倍野区、
生野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区



特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（令和4年5月19日）③

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

手術実施依頼書

(手術依頼先)

様

(動物病院名)

組織名称

代表者氏名

組織住所

電話番号

大阪市「所有者不明猫適正管理推進事業」実施要綱に基づく、所有者不明猫の不妊去勢手術を次のとおり申し込みます。

記

指定地区	大阪市 区	
手術対象猫	オス	匹
	メス	匹
	不明	匹

※ 手術の申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

- ① 通常の手術によって生じた手術対象猫の身体上の問題については、大阪市、手術実施者の責任を問いません。
- ② 手術終了後、手術代金のうち、活動組織の負担額（オス猫、メス猫とも1匹につき、2,500円）については支払い請求があれば、速やかに支払います。

所有者不明猫の不妊・去勢手術の実施事業
月間実績報告書 (月分)

年 月 日

大阪市健康局長 様

住 所
氏 名

所有者不明猫の不妊・去勢手術の実施事業の 月の月間実績数は次のとおりです。

指定地区名	手術日	実施病院名	匹数 (オス)	匹数 (メス)	小計
	月 日		匹	匹	オス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	メス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	オス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	メス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	オス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	メス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	

合計 (オス) 匹
合計 (メス) 匹

所有者不明猫の不妊・去勢手術の実施事業
年間実績報告書

年 月 日

大阪市健康局長様

住 所
氏 名

所有者不明猫の不妊・去勢手術の実施事業の年間実績数は次のとおりです。

指定地区名	手術日	実施病院名	匹数 (オス)	匹数 (メス)	小計
	月 日		匹	匹	オス匹 メス匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	オス匹 メス匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	オス匹 メス匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	

合計 (オス) 匹
合計 (メス) 匹

@ 7,500円 × 匹 = 円
@ 10,500円 × 匹 = 円

委託料計 円

請求書

年 月 日

大阪市長 様

住 所
氏 名

次のとおり請求します。

金額	内 容	円也
	大阪市所有者不明猫不妊・去勢手術の実施事業にかかる委託料	
オス @ 7,500円×	匹	
メス @ 10,500円×	匹	

※ 金額の前には必ず￥を付けてください。

□ 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号 指定口座

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

□ 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支 店 名 称	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			

本市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）	執行主管コード	支出命令番号
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳出	<input type="checkbox"/> 歳入
	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基金

令和8年度 所有者不明猫不妊・去勢手術事業者公募申請書

年 月 日

大阪市健康局長 様

申請者住所

申請者氏名

電話

連絡先電子メール

個人申請の場合は、事業所の所在地、氏名を記入
法人申請の場合は、主たる事務所の所在地、法人名称、代表者の職・氏名を記入

所有者不明猫の不妊・去勢手術にかかる事業者の公募に参加したいので、次のとおり申請します。

記

1 誓約事項

次の事項について、事実と相違ないこと及び遗漏なく実施することを誓約します。

- (1) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当していないこと
- (2) 最近1年間において消費税及び地方消費税、大阪市の法人市民税及び固定資産税を完納していること
※大阪市に納税義務を有しない場合は本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を完納していること
- (3) 飼育動物診療施設開設届を本市に提出していること
- (4) 募集要項における「2 業務委託内容等」に基づいて、業務を実施すること

2 添付書類

- (1) 別添 動物病院一覧
- (2) 登記（全部）事項証明書（履歴事項証明書）※大阪市内に所在している動物病院の開設者が複数加盟している法人が申請する場合のみ

3 業務責任者

契約書第19条に定める業務責任者

氏名

連絡先（電話番号）

様式第1号 別添

○動物病院一覧 (動物病院の数に応じて適宜欄を増やしてください)

NO.

様式第1号 別添 【記入例】

○動物病院一覧 (動物病院の数に応じて適宜欄を増やしてください)

NO.

整理番号	動物病院名	開設者名	住 所	電話番号	診療時間・休診日
1	○○動物病院	△△ △△	大阪市北区××	06-6208 -○○○○	月から金曜 9時00分から12時00分 16時30分から19時30分 土・日曜・祝祭日 9時00分から14時00分 休診日：木曜日

開設者名は、「飼育動物診療施設開設届」における開設者を指します。